

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例（案）概要

1 改正理由

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して講ずべき措置を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。
- (2) 子育て部分休暇制度について、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例における部分休業制度の改正を踏まえ、これと同様の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 職員が育児期の柔軟な働き方を実現することを支援するため、「個別の周知」、「職員の意向聴取」、「聴取した職員の意向についての配慮」に係る事項を加える。
- (2) 子育て部分休暇について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年度につき規則で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員がいずれかの形態を選択可能となる制度に改める。

3 施行期日

令和7年10月1日